

宮城県子どもの貧困対策計画 中間案からの主な変更点

1. 計画名称について

計画の名称を「宮城県子どもの貧困対策計画」とする。 ※「仮称」を削除

2. 計画の推進体制について

個別ニーズ等に対応するため、地域における支援体制の整備を図るものとして「関係団体等との連携」の項目を追加

(変更内容) >計画本文P2

I. 宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

4 計画の推進体制及び進行管理

(1)～(3)略

(4) 関係団体等との連携

子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図っていくものとします。

3. 調査・研究について

- (1) 国の調査研究等を踏まえ、新たな指標について検討していくこととし、記載を追加
- (2) 地域における支援体制整備を念頭に、市町村における支援ニーズ等実態調査実施の推進に努めることとし、記載を追加

(変更内容) >計画本文P61

V 調査研究

(略)

こうした事を踏まえ、本県においては「ひとり親家庭自立促進計画」の策定に際し実施している「ひとり親世帯等実態調査」等を継続的に実施し、子どもの貧困対策に最大限活用していくとともに、今後実施される国の調査研究結果等を踏まえ、既存の調査内容の見直しや新たな調査研究、指標の設定等について、検討していくこととします。

さらには、子どもの貧困に係る個別のニーズ等への対応等、地域の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるに当たっては、住民に身近な市町村の役割が重要であり、それぞれの地域における実態等の把握が必要となってくることから、県は市町村における実態調査等の実施の推進に努め、必要に応じて市町村に対する支援を行っていきます。

(略)

4. 新しい取組や拡充する取組について

新規・拡充事業については「資料4 子どもの貧困対策の更なる推進に向けた施策」に記載する施策について主に追加・修正を行った。なお、「資料1 宮城県子どもの貧困対策計画」P 6 3には新規施策を含め、全関係施策を記載している。